

芦屋市 第4期 障害福祉計画

平成27年3月
芦屋市

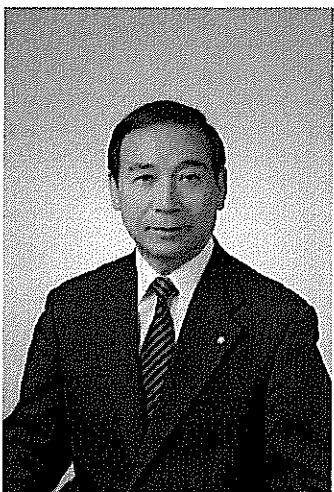
【芦屋市民憲章】

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 一、わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 一、わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 一、わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 一、わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

はじめに



芦屋市では『障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋』を目指し、障がいのある人の地域生活の支援や就労への支援などに取り組むとともに、障がい福祉サービス等の基盤の充実を進めてきました。

このたび策定いたしました「芦屋市第4期障害福祉計画」では、障害者総合支援法の理念である『共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること』を具体的に進めていくために、本市における障がい者施策の基本方針として新たに策定いたしました「芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画」とも調和を保ちながら、障がいのある人への支援に向け、目標を定めるとともに、サービスの見込量および基盤整備等についての取り組み方向を示しております。

本人の選択を尊重し、また全ての市民が互いを尊重し、支え合い、自立して暮らせるまちを目指して、この計画に沿って取り組んでまいりますので、市民の皆さんや関係各位のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました芦屋市社会福祉審議会委員、本計画策定委員会委員、障がい関係団体及び関係者の方々をはじめ、アンケート調査、インタビュー調査にご協力いただきました市民の皆さんに心から感謝申し上げます。

平成27年3月

芦屋市長 山中 健

【目 次】

第1章 計画の背景	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の策定体制	3
(1)学識経験者、市民等による策定体制	3
(2)庁内検討体制	3
(3)アンケート調査、関係団体・事業所インタビューの実施	3
(4)事業実績、実施状況の把握と検証	3
4 計画の期間	5
5 障がい福祉サービス等の現状	6
(1)障がい福祉サービス	6
(2)障がい児通所支援	7
(3)地域生活支援事業	8
(4)アンケート調査の結果	9
第2章 成果目標の設定	14
1 施設入所者の地域生活への移行	14
2 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行	15
3 障がいのある人の地域生活支援	15
4 福祉施設から一般就労への移行	16
第3章 障がい福祉サービス等の見込量の設定	17
1 法定サービス	17
(1)訪問系サービス	17
(2)日中活動系サービス	18
(3)居住系サービス及び相談支援サービス	23
(4)障がい児通所サービス	26
2 地域生活支援事業	27
(1)必須事業	27
(2)任意事業	32

第4章 計画の推進体制	34
1 庁内の推進体制.....	34
2 地域との連携	34
3 県及び近隣自治体等との連携.....	34
4 計画の進行管理.....	34
 資料編.....	35
1 芦屋市第4期障害福祉計画策定経過.....	35
2 芦屋市障害福祉計画策定委員会設置要綱	36
3 芦屋市第4期障害福祉計画策定委員会委員名簿.....	38
4 芦屋市障害福祉計画推進本部設置要綱	39
5 芦屋市障害福祉計画推進本部員名簿	42
6 芦屋市障害福祉計画推進本部幹事会委員名簿.....	43
7 芦屋市社会福祉審議会委員名簿.....	44

注意：「障害者」の「害」表記について

芦屋市では、心のバリアフリーを推進するため、「障害者」等の「害」の字の表記については可能な限りひらがなで表記するか、ほかの言葉で表現しますが、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や固有名詞については変更せずに引き続き「害」の字を使っています。

第1章 計画の背景

1 計画策定の趣旨

芦屋市障害福祉計画は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づくもので、障がいのある人の地域生活や一般就労などの支援に向けて目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等の見込量の設定やその基盤整備に向けた方策などを定めるものです。本市では、第3期までの計画において、目標を踏まえた障がいのある人の地域移行や就労への支援に取り組むとともに、障がいのある人の生活を支える障がい福祉サービス等の基盤の充実を進めてきました。

本市における障がいのある人の施策全般の方向性については、障害者基本法に基づく芦屋市障害者（児）福祉計画を策定しており、本計画はその中の障がい福祉サービス等に係る計画となります。したがって、本計画の理念や基本的な方向性は障害者総合支援法に基づくとともに、芦屋市障害者（児）福祉計画にもに基づくものとなります。

障害者総合支援法の基本理念：

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われるここと。

芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画の基本理念：

障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋

また、平成26年1月には、国連総会で平成18年に採択された「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）に我が国が批准しました。これは、障がいのある人に関する初めての国際条約であり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がいのある人の権利実現のための取り組みが、国はもとより、地方公共団体等にも求められます。

これらの制度面における変更、また、障がいのある人本人や家族など支援者の高齢化、障がいの重度化・重複化など本市における障がいのある人を取り巻く状況を踏まえ、適切に対応していく必要があります。

そこで、芦屋市障害者（児）福祉計画と調和を保ちながら、障がいのある人のニーズ等を踏まえつつ、これからの本市における障がいのある人への支援、その目標も含めた基盤整備の方向を定めるものとして、「芦屋市第4期障害福祉計画」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。なお、障がいのある人の福祉全般に関わる計画として、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」である「芦屋市障害者（児）福祉計画」を策定しており、本計画はそのうち、障がいのある人の地域移行、一般就労等に係る目標及び障がい福祉サービス等の見込みに関する事項を定める計画です。したがって、本計画の推進における理念や基本的な方針等は「芦屋市障害者（児）福祉計画」に基づきます。

(参考)

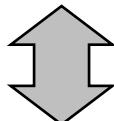
● 障害者基本法第11条第3項

「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。」

● 障害者総合支援法第88条第1項

「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。」

芦屋市総合計画



芦屋市地域福祉計画

芦屋市障害者（児）福祉計画
芦屋市障害福祉計画

芦屋すこやか長寿プラン21
芦屋市子ども・子育て支援事業計画
芦屋市子ども・若者計画
芦屋市健康増進・食育推進計画
その他各課関係計画

3 計画の策定体制

(1) 学識経験者、市民等による策定体制

新たな計画の策定に当たり、学識経験者、保健・医療関係者、障がい者団体、社会福祉団体等のほか、公募の市民の参画を得て「芦屋市障害者(児)福祉計画・障害福祉計画策定委員会」を組織し、第4期障害福祉計画の内容の検討を行いました。

(2) 庁内検討体制

庁内においては「芦屋市障害者(児)福祉計画・障害福祉計画推進本部」を組織し、検討を行いました。

(3) アンケート調査、関係団体・事業所インタビューの実施

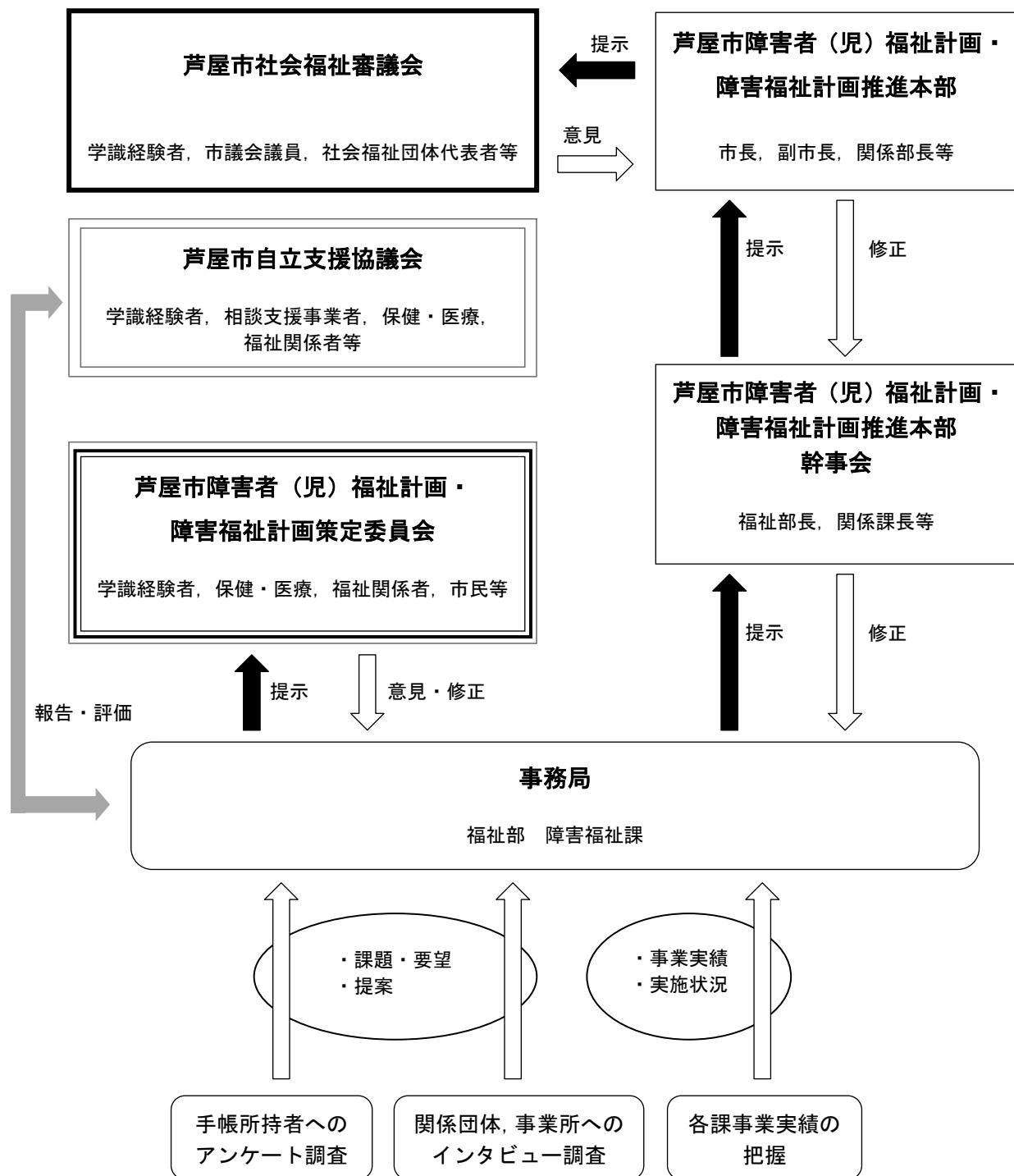
計画の策定に当たり、その基礎資料とするため、障がい者手帳所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

また、障がい者団体、相談支援事業所、サービス提供事業所にアンケートとインタビュー調査を実施し、現状や課題の把握を行いました。

(4) 事業実績、実施状況の把握と検証

前期計画の事業実績、実施状況を把握し、計画の評価機関である芦屋市自立支援協議会において意見をいただきました。

【計画の策定体制】



4 計画の期間

この計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。

ただし、社会情勢の変化や法制度の改正、第 4 次芦屋市総合計画など関連計画の見直しが行われ、計画内容に変更の必要性が生じた場合は、計画期間中であっても適宜、必要な見直しを行うものとします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
芦屋市障害者（児）福祉計画 第 6 次中期計画					
第 4 期障害福祉計画			次期障害福祉計画		

5 障がい福祉サービス等の現状

(1) 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスの利用状況をみると、訪問系サービス、日中活動系サービスでは利用の増えているサービスが多くなっています。

実績値と計画値を比較すると、訪問系サービスでは、利用人数、利用時間とも計画値を超える水準で推移しています。日中活動系サービスでは、就労継続支援（B型）はほぼ見込み通りで推移している一方、就労継続支援（A型）が計画値を超えて利用が増えています。また、就労移行支援については利用が減っており、計画値を下回っている状況です。短期入所は計画を上回る利用となっています。

【障がい福祉サービスの実績値・計画値の比較】

		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		実績	計画	実績	計画	実績 (見込)	計画
訪問系サービス	人/月	109	102	120	109	126	117
	時間/月	2,415	2,459	2,644	2,575	2,881	2,690
居宅介護	人/月	93	/	101	/	107	/
	時間/月	1,393	/	1,492	/	1,619	/
重度訪問介護	人/月	5	/	5	/	6	/
	時間/月	844	/	911	/	1,268	/
同行援護	人/月	12	/	15	/	15	/
	時間/月	179	/	241	/	235	/
行動援護	人/月	0	/	0	/	0	/
	時間/月	0	/	0	/	0	/
日中活動系サービス							
生活介護	人/月	146	150	146	155	143	160
	人日/月	2,904	2,786	2,921	2,879	2,945	2,972
自立訓練(機能訓練)	人/月	4	0	4	0	3	0
	人日/月	65	0	55	0	51	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	6	3	4	4	6	4
	人日/月	107	76	86	101	127	101
就労移行支援	人/月	12	13	10	14	11	15
	人日/月	236	211	180	227	177	244
就労継続支援(A型)	人/月	22	13	24	15	27	17
	人日/月	403	203	470	235	517	266
就労継続支援(B型)	人/月	63	64	70	69	81	74
	人日/月	1,066	1,111	1,150	1,198	1,364	1,284
療養介護	人/月	3	4	4	4	5	4
短期入所	人/月	27	21	32	22	31	23
	人日/月	171	129	210	135	202	141

※平成24、25年度は、年間利用量の月平均値、平成26年度は見込み

※「人／月」は1月当たりの利用人数の平均、「人日／月」は1月当たりの平均延べ利用日数を表します

居住系サービスについては、共同生活援助・共同生活介護の利用者数はほぼ横ばい、施設入所支援の利用者数は減少しています。

指定相談支援については、対象者やモニタリングの方法が前期計画から大きく変更されたため、計画値と実績に乖離がありますが、新しい基準においておおむね順調に推移しています。

【障がい福祉サービスの実績値・計画値の比較】

		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		実績	計画	実績	計画	実績 (見込)	計画
居住系サービス							
共同生活援助・介護	人/月	35	36	35	41	37	46
施設入所支援	人/月	74	80	73	77	69	74
指定相談支援							
計画相談支援	人/月	2	81	50	224	134	367
地域移行支援	人/月	0	5	1	5	3	5
地域定着支援	人/月	0	5	0	5	1	5

※平成 24、25 年度は、年間利用量の月平均値、平成 26 年度は見込み

※平成 26 年度から共同生活介護は共同生活援助へ一元化

(2) 障がい児通所支援

障がい児通所支援の利用状況については、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用が増えている状況が見られます。特に放課後等デイサービスについては、利用量が急激に増加しており、見込量の確保が急務となっています。

【障がい児通所支援の推移】

		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		実績	実績	実績 (見込)	実績	実績	実績
障害児相談支援	人/月	0	0	28			
児童発達支援	人/月	23	28	23			
	人日/月	241	302	219			
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0			
	人日/月	0	0	0			
放課後等デイサービス	人/月	12	16	31			
	人日/月	56	120	266			
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0			
	人日/月	0	0	0			

※平成 24、25 年度は、年間利用量の月平均値、平成 26 年度は見込み

※前期計画では児童福祉法上のサービスについて計画を立てる必要がなかったため、計画数値はありません

(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業のうち、必須事業については、移動支援事業で利用実績が計画値を上回る状況となっています。任意事業では、日中一時支援事業で利用人数が計画値を超えています。訪問入浴サービス事業等については、計画値と比べて利用が少ない状況となっています。

【地域生活支援事業の実績値・計画値の比較】

			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			実績	計画	実績	計画	実績 (見込)	計画
必須事業								
相談支援事業	障害者相談支援事業	(箇所)	4	5	4	5	4	5
自立支援協議会			実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター		未設置	未設置	未設置	未設置	未設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	(箇所)	1	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	(件/年)	0	2	1	2	2	2	2
意思疎通支援	手話通訳設置事業	(人/年)	1	1	1	1	1	1
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	(回/年)	184	241	186	246	200	252
日常生活用具	介護訓練支援用具	(件/年)	1	2	5	2	2	2
	自立生活支援用具	(件/年)	5	16	15	17	17	17
	在宅療養等支援用具	(件/年)	9	12	14	13	13	13
	情報・意思疎通支援用具	(件/年)	18	18	20	19	19	19
	排泄管理支援用具	(件/年)	1,051	1,069	1,082	1,092	1,060	1,116
	住宅改修費	(件/年)	2	2	3	2	2	2
移動支援事業		(時間/年)	29,044	28,874	33,267	29,643	37,202	30,434
		(人/年)	111	86	127	89	113	90
地域活動支援	I型	(箇所)	1	1	1	1	1	1
	II型	(箇所)	1	0	2	0	1	0
	III型	(箇所)	1	2	1	2	3	2
任意事業								
訪問入浴サービス事業		(回/年)	26	74	28	76	68	78
更生訓練費給付事業		(人/年)	6	4	5	4	5	4
自動車運転免許取得費助成事業		(人/年)	0	1	0	1	1	1
自動車改造費助成事業		(人/年)	0	2	2	2	2	2
日中一時支援事業		(回/年)	2,309	2,358	2,187	2,420	2,248	2,485
		(人/年)	69	40	86	41	78	42
緊急一時保護者制度		(回/年)	172	189	廃止			
生活訓練等事業		(回/年)	853	1,100	1,204	1,260	1,639	1,420
		(人/年)	93	47	166	54	174	60

※平成 24、25 年度は、年間利用量、平成 26 年度は見込み

(4) アンケート調査の結果

■ 調査の目的

本調査は、芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画及び芦屋市第4期障害福祉計画の策定に当たり、障がいのある人の日常生活の状況や障がい福祉サービスの利用状況、障がい福祉に関する意識やニーズ等を把握し、計画策定及び今後の施策の推進に向けた基礎資料とすることを目的として実施しました。

■ 回収結果

調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率
1,347	630	46.8% (前回 49.6%)

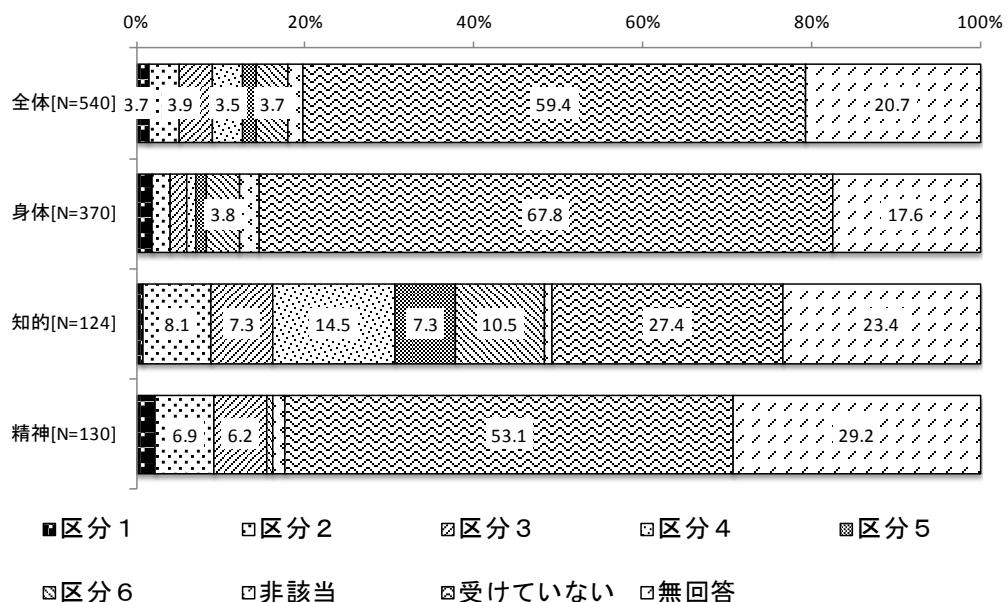
- ※ 芦屋市在住（居住地特例含む）で65歳未満の障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）所持者の中から無作為に抽出しています
- ※ 平成26年3月に郵送による配布・回収方法で実施

■ 注意点

- ◆ 回答は、各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。
- ◆ 複数回答の質問は、回答比率の合計が100.0%を超えます。
- ◆ 図表中、帯グラフでは、表示が煩雑になるため、3.0%未満の比率については数値表示を省略しています。
- ◆ 図表中、「N=」と表示されている数値は回答者数、それ以外の数値は回答比率の百分率（%）です。表示が煩雑になるため、%等の単位表示は省略しています。
- ◆ 図表中、表示が煩雑になることを避けるため、身体障害者手帳所持者は「身体」、療育手帳所持者は「知的」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「精神」と表記しています。なお、重複手帳所持者がいるため、各手帳所持者数の合計は全体の回答者数を越えています。
- ◆ グラフ及び表のN数（number of case）、「サンプル数」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。また、（SA）は単数回答の設問、（MA）は複数回答の設問を表しています。

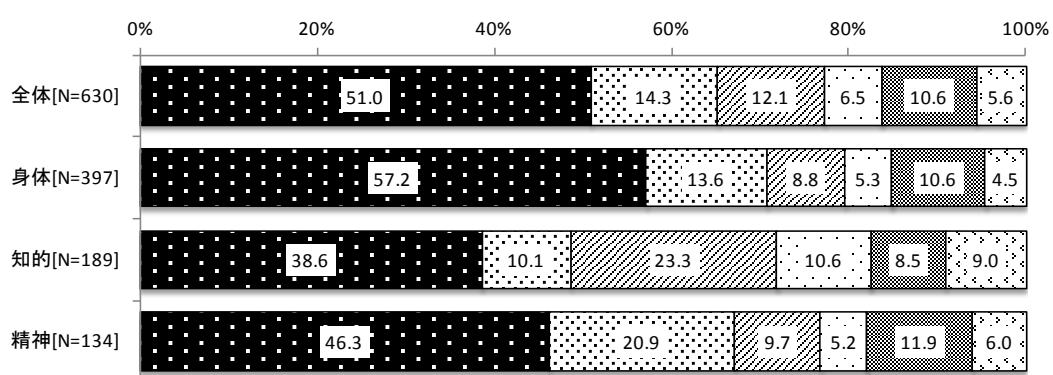
■障がい程度（支援）区分の状況

18歳以上の人の障がい程度(支援)区分については、区分を「受けていない」人が59.4%、区分を受けている人では、「区分3」が3.9%、「区分2」「区分6」がいずれも3.7%となっています。



■将来生活したい場所

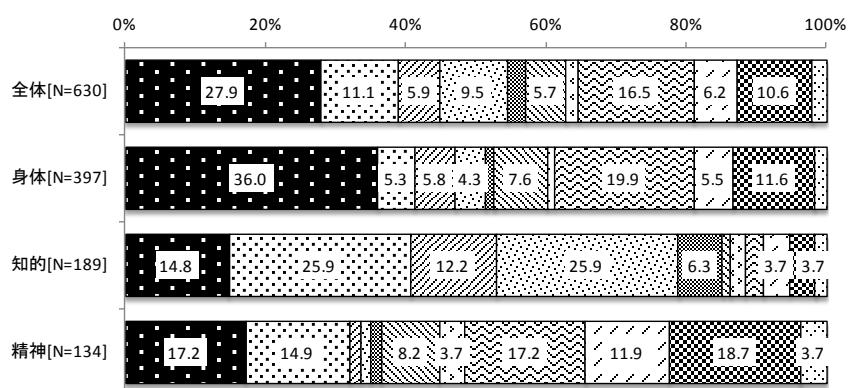
将来生活したい場所について聞いたところ、「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホーム・ケアホームなど）を利用したい」が12.1%となっており、特に知的障がいのある人でニーズが高くなっています。ニーズを踏まえた計画的なグループホームの整備が必要と考えられます。



- 家族（親・兄弟姉妹）と一緒に自宅で生活したい
- 家族（親・兄弟姉妹）から離れて独立した生活がしたい
- 専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホーム・ケアホームなど）を利用したい
- 入所施設で生活したい
- その他
- 無回答

■平日の日中の主な過ごし方

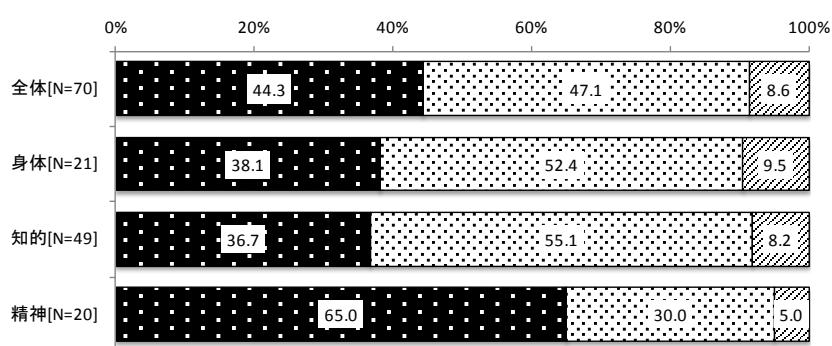
平日、日中の主な過ごし方は、「会社や自宅で仕事をしている」人が 27.9%、「仲間と一緒に施設などで仕事をしている（就労訓練含む）」人が 11.1%となっています。就労状況としては、身体障がいのある人では「会社や自宅で仕事をしている」、知的障がいのある人では「仲間と一緒に施設などで仕事をしている（就労訓練含む）」人が多くなっています。



■会社や自宅で仕事をしている

- 仲間と一緒に施設などで仕事をしている（就労訓練含む）
- 介護や機能訓練、生活訓練などを受ける施設などで生活している、または通っている
- 学校（小中学校、高校、大学、専門学校など）に通っている
- 保育所、幼稚園、障がい児通園施設などに通っている
- 病院に通っている（リハビリ、デイケアなど）
- 同じ障がいのある人たち同士の活動・集まりに通っている
- 家の家事などをしている
- その他
- 特に何もしていない
- 無回答

平日、日中の過ごし方で、「仲間と一緒に施設などで仕事をしている（就労訓練含む）」と回答した人に、一般就労の希望を聞いたところ、希望者は 44.3%となっており、ニーズを踏まえた一般就労の推進が求められます。



■思う

□思わない

□無回答

■現在利用しているサービス

現在利用しているサービスとしては、障がい程度（支援）区分認定を受けている人で、「施設入所支援」「移動支援事業」がいずれも23.7%、「短期入所（ショートステイ）」が21.6%、「生活介護」が20.6%となっています。また、17歳以下では、「日中一時支援事業」が26.8%、「移動支援事業」が16.9%となっています。

	全体	17歳以下	18歳以上で区分認定を受けている人			
			認定者 全体	18～39歳	40～59歳	60～64歳
N=	630	71	97	49	34	14
居宅介護(ホームヘルプ)	5.6	1.4	18.6	10.2	29.4	21.4
重度訪問介護	0.3		1.0	0.0	0.0	7.1
生活介護	5.4		20.6	24.5	14.7	21.4
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	2.4		7.2	10.2	2.9	7.1
就労移行支援	1.1		4.1	8.2	0.0	0.0
就労継続支援 [A型：雇用型]	1.9		6.2	8.2	5.9	0.0
就労継続支援 [B型：非雇用型]	5.7		15.5	22.4	11.8	0.0
施設入所支援	4.9		23.7	10.2	38.2	35.7
共同生活介護(ケアホーム)・ 共同生活援助(グループホーム)	1.7		6.2	12.2	0.0	0.0
短期入所(ショートステイ)	5.7	11.3	21.6	30.6	11.8	14.3
地域活動支援センター	4.6		12.4	16.3	11.8	0.0
移動支援事業	7.0	16.9	23.7	36.7	5.9	21.4
日中一時支援事業	5.2	26.8	10.3	18.4	2.9	0.0
放課後等デイサービス	1.9	14.1	0.0	0.0	0.0	0.0
児童発達支援	1.3	11.3	0.0	0.0	0.0	0.0
同行援護	0.6	0.0	1.0	2.0	0.0	0.0
計画相談支援	3.8	1.4	19.6	26.5	14.7	7.1
地域移行・地域定着支援	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0
行動援護	0.3	0.0	1.0	2.0	0.0	0.0
重度障害者等包括支援	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
療養介護	0.3		0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	64.6	52.1	7.2	4.1	8.8	14.3

■今後利用したい障がい福祉サービス

今後3年以内に利用したいサービスを聞いたところ、全体の中では「共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）」「就労継続支援〔A型：雇用型〕」「短期入所（ショートステイ）」「移動支援事業」を利用したいと思っている人が多くなっています。将来の生活の場に対する不安があることから、「共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）」のニーズが高くなっていると考えます。また、「就労継続支援」「移動支援事業」へのニーズが高い等生活の自立を目指す意向がみられ、これらのサービスの充実が重要となります。



第2章 成果目標の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

【前期計画の進捗状況】

前期計画の目標値は平成17年10月1日時点の施設入所者数89人から15人が地域へ移行し、また15人の施設入所者が減少することをそれぞれ見込んでいました。平成26年10月1日時点で地域移行者数は15人、施設入所者数は20人減少しており、目標を達成しています。

【第4期計画の目標値】

国の基本指針では、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が平成29年度末までに地域生活に移行すること、平成25年度末時点の施設入所者数から平成29年度末までに4%以上減少することを目標としています。

本市では、国の基本指針を踏まえつつ、施設入所者数の目標値については国指針の倍の8%に設定するものとします。したがって、平成29年度末までの地域移行者数9人（基準人数72人の12%）、施設入所者数が6人（基準人数72人の8%）減少することを目標値として設定します。

項目	数値	考え方
基準時点の施設入所者数(A)	72人	平成25年度末の施設入所者数
平成29年度(目標年度)施設入所者数(B)	66人	平成29年度末時点の施設入所者数
【平成29年度目標値】 地域生活移行者数(C)	9人 12%	施設入所から地域生活に移行した人の数 $(C) \div (A) \times 100$
【平成29年度目標値】 施設入所者の減少数	6人 8%	$(A - B)$ $(A - B) \div (A) \times 100$

2 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行

【第4期計画の目標値】

国の基本指針では、平成29年度における入院後3か月時点の退院率を64%以上とすること、平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とすること、平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少することを目指としています。

これらの目標は前期計画と同様、主に県が設定するものとなり、本市では、入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行に関する目標値について直接定めることはしませんが、長期在院者数の減少に伴い、退院者の地域移行支援等も必要となるため、地域での受け皿も含めた総合的な支援を行うことができるよう県と連携を進めていきます。

また、障がい者基幹相談支援センターの事業として、精神障がいのある人が入院している病院に対して地域移行・定着の啓発・相談を行う等、県の目標値達成に向けて協力していきます。

3 障がいのある人の地域生活支援

【第4期計画の目標値】

今期計画より新たに成果目標として位置づけられました。障がいのある人の地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに市町村または障害保健福祉圏域ごとに少なくとも1拠点整備するものとしています。県では1市町に1か所整備するものと定めており、このことを踏まえ、本市においても平成29年度末までに1か所の整備を行うものとします。

項目	数值	考え方
地域生活支援拠点等整備数	1か所	市内に1か所整備

4 福祉施設から一般就労への移行

【前期計画の進捗状況】

前期計画の目標値は、平成 21 年度から平成 23 年度までの一般就労移行者数の平均値 3 人の 4 倍である 12 人が平成 26 年度中に福祉施設から一般就労に移行するとしていました。平成 26 年 10 月 1 日時点で福祉施設から一般就労に移行した数は 2 人で目標値とは大きく隔たりがあります。就労支援者会議等を活用し、公共職業安定所や就業・生活支援センターとの連携を深め、目標値の達成を目指します。

【第 4 期計画の目標値】

国の基本指針では、平成 29 年度の一般就労への移行実績を平成 24 年度実績の 2 倍以上とすること、平成 29 年度末の就労移行支援利用者数を平成 25 年度末比で 6 割以上増加すること、平成 29 年度末において、就労移行支援事業所の就労移行率 3 割以上の事業所が全体の 5 割以上となることを目標としています。

本市では、国の基本指針を踏まえ、平成 29 年度の一般就労への移行実績 12 人、平成 29 年度末の就労移行支援利用者数 13 人を目標値として設定します。なお、「就労移行支援事業所の就労移行率 3 割以上の事業所が全体の 5 割以上」は主に県の目標となるため、本市で直接目標設定はしないものとし、県の目標値達成に向け、県と連携を進めていきます。

項目	数値	考え方
基準年度の一般就労移行者数	6 人	平成 24 年度の一般就労移行者数
【平成 29 年度目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	12 人	平成 29 年度の一般就労移行者数
基準時点の就労移行支援利用者数	8 人	平成 25 年度末時点の就労移行支援利用者数
【平成 29 年度目標値】 目標時点の就労移行支援利用者数	13 人	平成 29 年度末時点の就労移行支援利用者数

第3章 障がい福祉サービス等の見込量の設定

1 法定サービス

(1) 訪問系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいにより常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護など、外出する際に必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動に著しい困難を有する人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などの複数のサービスを包括的に提供します。

【サービスの見込量】

サービス名	単位		見込量			
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護、行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	2,881	3,266	3,584	3,691	
	人/月	126	137	145	152	

※ 平成 26 年度は見込み

【訪問系サービス見込量確保の方策】

○訪問系サービスについては、居宅介護、重度訪問介護等の利用が伸びており、今後も利用の増加が見込まれます。おおむね現状のサービス供給体制でニーズを満たすことは可能と想定されますが、今後の利用の伸びなども勘案し、介護保険サービス提供事業所（訪問介護事業所）等の参入促進を図るなど、基盤整備に努めます。また、身体障がいや知的障がい、精神障がいの特性を十分理解し、対応できる従事者（ヘルパー）の養成・確保も重要であり、県との連携により人材育成などの取り組みを進め、サービスの質の向上に努めます。

（2）日中活動系サービス

① 生活介護

【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【サービスの見込量】

サービス名	単位		見込量			
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人日/月	2,945	2,966	2,987	3,008	
	人/月	143	143	144	145	

※ 平成 26 年度は見込み

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障がいのある人、難病の方などが対象となります。生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がいのある人及び精神障がいのある人が対象となります。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練（機能訓練）	人日/月	51	51	51	51
	人/月	3	3	3	3
自立訓練（生活訓練）	人日/月	127	127	127	127
	人/月	6	6	6	6

※ 平成 26 年度は見込み

③ 就労移行支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、適性に合った職場への就労・定着を図るなどの支援を行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	人日/月	177	193	193	209
	人/月	11	12	12	13

※ 平成 26 年度は見込み

④ 就労継続支援（A型）

【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型については、雇用契約に基づいて就労することが可能な65歳未満の方が対象となります。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援（A型）	人日/月	517	568	627	666
	人/月	27	29	32	34

※ 平成 26 年度は見込み

⑤ 就労継続支援（B型）

【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人、一定の年齢に達している人などに対し、一定の賃金水準のもとで就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図るなどの支援を行います。B型については、就労経験のある方や、就労移行支援事業等を利用したが一般就労が難しいと判断された方などが対象となります。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識・能力が高まった方は、就労継続支援A型や一般就労への移行を目指します。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援（B型）	人日/月	1,364	1,506	1,658	1,811
	人/月	81	89	98	107

※ 平成 26 年度は見込み

⑥ 療養介護

【サービスの概要】

サービス名	内 容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。長期入院による医療的ケアが必要な方が対象となります。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	人/月	5	5	5	5

※ 平成 26 年度は見込み

⑦ 短期入所

【サービスの概要】

サービス名	内 容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。介護者のレスパイントサービスとしての役割も担います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所	人日/月	202	223	236	243
	人/月	31	34	36	37

※ 平成 26 年度は見込み

- 「生活介護」については、現状で利用者数は横ばい、利用日数は増えている状況が見られます。今後、施設や病院からの地域移行者の増加等も見込まれることから、通所での生活介護の利用ニーズが増えていくことも想定され、必要な基盤の確保を図ります。
- 「自立訓練」については、機能訓練の利用は横ばいからやや減少、生活訓練の利用者数は横ばいですが利用日数は増えている状況が見られます。機能訓練については事故等で障がいを持った方が機能回復のために利用することが多く、正確な見込量の把握は困難

です。また地域移行によって生活訓練の利用者が今後増加することも考えられるため、ニーズを把握しつつ、必要な基盤の確保を図ります。

- 「就労移行支援」「就労継続支援A型・B型」については、「就労移行支援」の利用量が横ばいから減少傾向にある一方、「就労継続支援A型・B型」の利用量は増加しています。「就労移行支援」は一般就労の促進において重要なサービスであり、利用者数が目標設定されているものもあることから、事業所への支援等を通じてサービスの質を高めつつ、利用者の増加に向けた基盤整備を図ります。「就労継続支援A型・B型」は今後も利用の増加が見込まれることから、利用ニーズを把握しつつ、必要な基盤の確保を図ります。
- 「療養介護」については、県及び関係機関、サービス提供事業所等と連携し、利用ニーズを把握しつつ、必要量の確保を図ります。
- 「短期入所」については、利用人数、量ともに横ばいで推移していますが、介護者の高齢化やレスパイトの普及等を通じて利用ニーズは高まっていくものと考えられることから、必要な基盤の確保を図ります。また医療的ケアが必要な重度障がい児者の短期入所について、芦屋市立病院と協議を重ねます。
- 日中活動系サービスについては、今後も利用量の増加が見込まれ、市内サービス提供事業所のみでは見込量の確保が困難なため、県や近隣自治体等と連携し確保を図ります。利用者の多様なニーズに対応できるよう、サービスの質の向上や、事業所の受け入れ体制の強化などについて、県や近隣自治体等と連携して基盤整備を進めます。

(3) 居住系サービス及び相談支援サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

【サービスの概要】

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居で、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護などの支援、相談その他の日常生活上の援助を行います。なお、平成26年4月より共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）へ一元化されました。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	人/月	37	39	43	47

※ 平成26年度は見込み

② 施設入所支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	人/月	69	68	67	66

※ 平成26年度は見込み

③ 計画相談支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定前後の連絡調整及び「サービス等利用計画」の作成を行うとともに、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうか定期的なモニタリングを行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人/月	134	197	267	339

※ 平成 26 年度は見込み

④ 地域移行支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人を対象に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など、施設・病院から退所・退院して地域生活に円滑に移行できるように支援を行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域移行支援	人/月	3	3	6	9

※ 平成 26 年度は見込み

⑤ 地域定着支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
地域定着支援	障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に、地域生活が継続できるように常時の相談や緊急時の訪問などの支援を行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域定着支援	人/月	1	1	2	2

※ 平成 26 年度は見込み

【居住系サービス及び相談支援サービス見込量確保の方策】

- 「共同生活援助（グループホーム）」については、利用者数は少しずつ増加している状況となっていますが、今後、障がい者支援施設や精神科病院からの地域移行者の受け皿として、また、家族との同居から独立して生活するための住まいとして、ニーズの増加が見込まれることから、供給量の拡充を図っていく必要があります。定員拡大及び新規参入の意向のある事業所が円滑にサービスを開始できるよう支援し、見込量の確保に努めます。
- 「計画相談支援」については、障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人に対して相談支援が行き渡るよう、また、「地域移行支援」及び「地域定着支援」については、障がい者支援施設や精神科病院からの地域移行者を中心に適切にサービスが利用できるように、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、必要な体制を確保します。

(4) 障がい児通所サービス

【サービスの概要】

サービス名	内 容
障害児相談支援	障がい児が児童発達支援、放課後等デイサービス等を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、サービス利用後に一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
児童発達支援 医療型児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う障がい児の通所施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立促進、放課後等の居場所づくりを行うサービスです。
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が保育所等を訪問し、障がい児や保育所職員等に対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。

【サービスの見込量】

サービス名	単位		見込量			
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児相談支援	人/月	28	35	26	28	
児童発達支援	人日/月	219	399	442	496	
	人/月	23	37	41	46	
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	
	人/月	0	0	0	0	
放課後等デイサービス	人日/月	266	286	306	326	
	人/月	31	33	35	37	
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	0	
	人/月	0	0	0	0	

※ 平成 26 年度は見込み

【障がい児通所サービス見込量確保の方策】

- 「障害児相談支援」については、児童発達支援、放課後等デイサービスなどを利用する障がい児に相談支援が行き渡るとともに、適切な相談支援が提供できるように、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、必要な体制を確保します。
- 現状では、「児童発達支援」の利用者数は横ばい、「放課後等デイサービス」の利用者数、利用量はともに増加傾向で推移しています。障がい児の療育支援や生活支援において重要なサービスであることから、利用ニーズを把握しつつ、サービス提供事業所と連携し、必要な基盤の確保を図ります。特に「放課後等デイサービス」は利用が大きく伸びており、保護者支援としても大きな役割を果たすことから、定員拡大及び新規参入の意向のある事業所が円滑にサービスを開始できるよう支援し、見込量の確保に努めます。

2 地域生活支援事業

(1) 必須事業

① 相談支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
相談支援事業	障がいのある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

【サービスの見込量】

単位：箇所、件/年

サービス名		平成 26 年度	見込量		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援	障害者相談支援事業	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
	自立支援協議会	実施	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業		1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

※ 見込量は年度分

② 成年後見制度利用支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
成年後見制度 利用支援事業	親族がいない等により本人による成年後見制度の申立てが困難な障がいのある人に、市が代わって成年後見審判の申立てを行います。また、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

【サービスの見込量】

単位:件/年

サービス名		見込量			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業(件)		2	3	4	5

※ 見込量は年度分

③ 意思疎通支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
意思疎通支援事業	聴覚、音声言語機能、視覚等の障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣、手話通訳者の設置等により、意思疎通の仲介等の支援を行います。

【サービスの見込量】

単位:人、回数/年

サービス名		見込量			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者設置事業（人）		1	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(回)		200	204	210	216

※ 見込量は年度分

④ 日常生活用具給付等事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人の日常生活上の便宜を図るために用具について、給付又は修理を行います。

【サービスの見込量】

単位:件/年

サービス名	平成 26 年度	見込量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護訓練支援用具	2	4	4	5
自立生活支援用具	17	25	31	37
在宅療養等支援用具	13	16	18	20
情報・意思疎通支援用具	19	20	20	20
排泄管理支援用具	1,060	1,065	1,070	1,075
住宅改修費	2	2	2	2

※ 見込量は年度分

⑤ 手話奉仕員養成研修事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

【サービスの見込量】

サービス名	単位		見込量		
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年			15	15

⑥ 移動支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外の移動が困難な障がいのある人等に対して、社会参加を促進するため、外出のための支援を行います。

【サービスの見込量】

サービス名		見込量			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	時間/年	37, 202	42, 113	47, 672	53, 965
	人/年	113	118	123	128

※ 見込量は年度分

⑦ 地域活動支援センター事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。

【サービスの見込量】

単位:箇所/年

サービス名		見込量			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センターⅠ型	1	1	1	1	1
地域活動支援センターⅡ型	1	1	1	1	1
地域活動支援センターⅢ型	3	3	3	3	3

※ 見込量は年度分

【必須事業の見込量確保の方策】

- 「相談支援事業」については、基幹相談支援センターを中心として、引き続きサービス提供事業所と連携し、必要な相談支援を実施します。また、障がいのある人が身近な地域で相談が行えるよう、芦屋市自立支援協議会を中心に、地域課題を解決するための体制づくりを進めます。

- 「意思疎通支援事業」については、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の回数が増加していることから、今後もニーズは高まっていくものと見込まれ、引き続き関係機関・団体等と連携し、必要なサービス量を確保します。
- 「日常生活用具給付等事業」については、今後も一定の利用量が見込まれ、障がいのある人が生活の質の向上を図ることができるよう、障がいの特性に合わせた適切な用具の給付を行います。
- 「移動支援事業」については、利用者数は横ばいであるものの、利用時間は大きく伸びています。障がいのある人の社会参加を支援するサービスとして今後も事業量の増加が見込まれるため、定員拡大及び新規参入意向のある事業所が円滑にサービス提供を開始できるよう支援し、見込量の確保に努めます。また、県や近隣自治体、サービス提供事業所と連携し、ガイドヘルパーの育成と確保を図ります。

(2) 任意事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
訪問入浴サービス事業	地域における重度障がいのある人の生活を支援するため、入浴サービスを提供し、重度障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業や自立訓練事業等を利用している方の社会復帰を促進するため、一定の要件を満たす場合に更生訓練費を支給します。
自動車運転免許取得費助成事業	障がいのある人の就労と行動範囲の拡大等により、生活の向上を図るために、自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成します。
日中一時支援事業	家庭の事情により、家族の支援が受けられないときや一時的な休息を目的に、知的障がいのある人の活動の場を社会福祉施設等で提供する事業です。
生活訓練等事業	障がいのある人や児童の生活の質的向上を図るため、日常生活上必要な訓練や指導等を行います。

【サービスの見込量】

サービス名		見込量			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	回/年	68	83	105	127
更生訓練費給付事業	人/年	5	5	5	5
自動車運転免許取得費助成事業	人/年	1	1	2	2
自動車改造費助成事業	人/年	2	2	2	2
日中一時支援事業	回/年	2,248	2,878	3,012	3,146
	人/年	78	86	90	94
生活訓練等事業	回/年	1,639	1,687	1,735	1,783
	人/年	174	175	176	177

※ 見込量は年度分

【任意事業の見込量確保の方策】

- 任意事業については、各事業の支給決定量とサービス利用量の状況を把握し、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、事業の周知を図るとともに、基盤整備を進めます。
- 「日中一時支援事業」については、利用量は現状で横ばいとなっていますが、今後も一定の利用が見込まれることから、利用ニーズを踏まえつつ、見込量の確保に努めます。
- 「生活訓練等事業」については、現状で利用が大きく伸びており、今後も利用希望の増加が見込まれますが、現存の施設等では急激な定員拡大は難しく、需要と供給のバランスを見極めることが必要となっています。

第4章 計画の推進体制

1 庁内の推進体制

この計画を推進するに当たっては、障がいのある人の就労支援や地域生活への移行支援等、福祉分野だけでなく、保健・医療をはじめ、人権、雇用、教育、住宅等多様な分野との連携が必要となります。そのため、関係各課との連携、調整を図りながら計画を推進します。

2 地域との連携

この計画を推進していくに当たっては、地域の理解と協力が必要不可欠となります。そのため、自治会や社会福祉協議会をはじめ、医療機関等の関係機関、民生・児童委員や地域団体、障がい者団体、サービス提供事業者、企業等との連携を図ります。

3 県及び近隣自治体等との連携

この計画の推進に当たっては、サービスの調整や効果的なサービス提供基盤の整備、人材の育成、就労支援等、広域的な対応が必要となります。そのため、障害保健福祉圏域である尼崎市や西宮市、さらには阪神地域である伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町及び兵庫県との連携を図ります。

4 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくためには、計画の進捗管理を適切に行い、計画の評価や新たな課題への対応等を行っていくことが重要となります。そのため、「計画の立案(PLAN)」⇒「事業の実施 (DO)」⇒「事業の評価・検証 (CHECK)」⇒「計画の改善 (ACT)」のPDCA サイクルによる循環的マネジメントを実施し、計画所管課である障害福祉課において毎年度、目標達成状況、サービス利用量等の進行状況について取りまとめを行うとともに、芦屋市自立支援協議会から意見を聴取し、計画の点検・評価を行うことで、着実な計画推進を図ります。PDCA サイクルによる点検・評価の結果については、市ホームページ等で公表します。

資料編

1 芦屋市第4期障害福祉計画策定経過

開催（実施）日	開催（実施）事項	内 容
平成 26 年 2 月 24 日	第 1 回策定委員会	アンケート調査の内容について
3 月 15 日～3 月 31 日	対象者意識調査	対象者 1,347 人を対象に郵送による調査実施及び 関係団体等に対しインタビュー調査を実施
6 月 6 日	第 2 回策定委員会	アンケート結果報告
8 月 28 日	第 3 回策定委員会	障害者（児）福祉計画中間まとめの検討
10 月 22 日	第 4 回策定委員会	障害福祉計画中間まとめの検討
11 月 5 日	第 1 回推進本部幹事会	中間まとめの検討
11 月 10 日	第 1 回推進本部会議	中間まとめの検討
11 月 18 日	第 1 回社会福祉審議会	中間まとめの報告
12 月 5 日	民生文教常任委員会	中間まとめの報告
平成 26 年 12 月 25 日 ～平成 27 年 1 月 24 日	市民意見の募集	閲覧期間・意見募集期間
1 月 30 日	第 5 回策定委員会	パブリックコメントの結果報告 障害者（児）福祉計画・障害福祉計画原案策定
1 月 30 日	第 2 回推進本部幹事会	計画案の検討
2 月 2 日	第 2 回推進本部会議	計画案の検討
2 月 12 日	第 2 回社会福祉審議会	計画案の検討
2 月 19 日	民生文教常任委員会	計画案の報告

2 芦屋市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき、芦屋市障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、芦屋市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他設置目的達成のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者又は団体から選出された者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療関係者
- (3) 障がい者関係団体
- (4) 社会福祉団体
- (5) 社会福祉事業従事者
- (6) 市民
- (7) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長の指名により定める。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、障がい福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるものほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

3 芦屋市第4期障害福祉計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属団体・機関での役職名
学識経験者	◎木下 隆志	芦屋学園短期大学 幼児教育学科 准教授
保健・医療関係者	長澤 豊	一般社団法人芦屋市医師会 理事
障がい者関係団体	天津一郎	芦屋市身体障害者福祉協会 理事
	朝倉 己作	NPO法人芦屋市手をつなぐ育成会 理事長
	木村 嘉孝	芦屋市身体障害児者父母の会 会長
	島 サヨミ	芦屋家族会 会長
	岡本 直子	芦屋市民生児童委員協議会 副会長
社会福祉団体	加納 多恵子	社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会 会長
	○堺 孳	社会福祉法人三田谷治療教育院 理事長
社会福祉事業従事者	丸谷 美也子	芦屋市相談支援事業者 (一般財団法人芦屋ハートフル福祉公社)
	福田 晶子	芦屋市自立支援協議会 (居宅介護事業所「すずな」代表)
	遠藤 哲也	公募市民
市民	岡本 佳保里	公募市民
行政	寺本 慎児	芦屋市福祉部長
オブザーバー	有野 和枝	芦屋健康福祉事務所 副所長兼地域保健課長

敬称略 ◎委員長 ○副委員長

4 芦屋市障害福祉計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 芦屋市障害福祉計画を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市障害福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 芦屋市障害福祉計画の策定及び総合的な推進に関すること。
- (2) 芦屋市障害福祉計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部に、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、福祉部長をもって充て、副委員長は、福祉部地域福祉課長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 幹事会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会員は、委員長が指名する。
- 3 部会長は、福祉部障害福祉課長をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会を主宰する。
- 5 部会長が必要と認めるときは、専門部会委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、障がい福祉に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるものほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長
技監
企画部長
総務部長
総務部参事（財務担当部長）
市民生活部長
福祉部長
こども・健康部長
都市建設部長
都市建設部参事（都市計画・開発事業担当部長）
上下水道部長
市立芦屋病院事務局長

消防長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

別表第2（第5条関係）

企画部行政経営課長
企画部市民参画課長
総務部財政課長
市民生活部人権推進課長
市民生活部経済課長
市民生活部保険課長
福祉部主幹（トータルサポート担当課長）
福祉部福祉センター長
福祉部高齢福祉課長
福祉部主幹（福祉公社担当課長）
福祉部介護保険課長
こども・健康部こども課長
こども・健康部保育課長
こども・健康部健康課長
都市建設部道路課長
都市建設部防災安全課長
都市建設部都市計画課長
都市建設部住宅課長
市立芦屋病院事務局総務課長
教育委員会管理部管理課長
教育委員会学校教育部学校教育課長
教育委員会社会教育部生涯学習課長

5 芦屋市障害福祉計画推進本部員名簿

所 属	氏 名
【本部長】市 長	山 中 健
【副本部長】副市長	岡 本 威
教育長	福 岡 憲 助
技 監	宮 崎 貴 久
企画部長	米 原 登己子
総務部長	佐 藤 徳 治
総務部参事（財務担当部長）	脇 本 篤
市民生活部長	北 川 加津美
福祉部長	寺 本 慎 児
こども・健康部長	三 井 幸 裕
都市建設部長	辻 正 彦
都市建設部参事（都市計画・開発事業担当部長）	林 茂 晴
上下水道部長	青 田 悟 朗
市立芦屋病院事務局長	古 田 晴 人
消防長	樋 口 文 夫
教育委員会管理部長	山 口 謙 次
教育委員会学校教育部長	伊 田 義 信
教育委員会社会教育部長	中 村 尚 代

6 芦屋市障害福祉計画推進本部幹事会委員名簿

所 属	氏 名
【委員長】福祉部長	寺 本 慎 児
【副委員長】福祉部地域福祉課長	長 岡 良 徳
企画部行政経営課長	稗 田 康 晴
企画部市民参画課長	福 島 貴 美
総務部財政課長	森 田 昭 弘
市民生活部人権推進課長	本 間 慶 一
市民生活部経済課長	近 田 真
市民生活部保険課長	阪 元 靖 司
福祉部主幹（トータルサポート担当課長）	細 井 洋 海
福祉部福祉センター長	岡 田 きよみ
福祉部高齢福祉課長	木 野 隆
福祉部主幹（福祉公社担当課長）	中 山 裕 雅
福祉部介護保険課長	奥 村 享 央
こども・健康部こども課長	茶 嶋 奈 美
こども・健康部保育課長	伊 藤 浩 一
こども・健康部健康課長	越 智 恒 宏
都市建設部道路課長	西 村 仁
都市建設部防災安全課長	柿 原 浩 幸
都市建設部都市計画課長	東 実
都市建設部住宅課長	細 井 良 幸
市立芦屋病院事務局総務課長	平 見 康 則
教育委員会管理部管理課長	小 川 智瑞子
教育委員会学校教育部学校教育課長	北 野 章
教育委員会社会教育部生涯学習課長	長 岡 一 美

7 芦屋市社会福祉審議会委員名簿

平成 26 年 6 月 9 日現在

区分	氏名	所属・役職名等
学識経験者	◎中 田 智恵海	佛教大学 教授
	○佐々木 勝一	京都光華女子大学 教授
	都 村 尚 子	関西福祉科学大学 准教授
	松 葉 光 史	芦屋市医師会 副会長
市議会議員	中 島 健 一	芦屋市議会 議長
	重 村 啓二郎	芦屋市議会 民生文教常任委員会 委員長
社会福祉団体等の代表	加 納 多恵子	芦屋市社会福祉協議会 会長
	森 幸 子	芦屋市ボランティア連絡会 会長
	大 嶋 三 郎	芦屋市老人クラブ連合会 会長
市職員	岡 本 威	芦屋市副市長

敬称略 ◎委員長 ○副委員長

芦屋市第4期障害福祉計画

発行年月：平成27年3月

発 行：芦屋市

編 集：芦屋市福祉部障害福祉課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL：(0797) 38-2043 FAX：(0797) 38-2178

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>
